

政令第十七号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。  
本則の表七の項を次のように改める。

七 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の八第二項の規定に基づく保育士試験の実施に関する事務	1 児童福祉法第十八条の八第二項の規定に基づく保育士試験の実施	一万二千七百円
	2 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十一条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の実施	二千四百円

験の全部の免除の申請に対する審査

本則の表七の二の項中「(昭和二十三年政令第七十四号)」を削り、同表十六の項の1中「九万千円」を「九万二千円」に改め、同項の2中「八十二万円」を「八十三万円」に、「九十九万円」を「百一万円」に、「百十万円」を「百十二万円」に、「百四十万円」を「百四十二万円」に、「百六十四万円」を「百六十六万円」に、「三百八十五万円」を「三百八十八万円」に、「五百九万円」を「五百十万円」に、「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百十二万円」を「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百十三万円」に、「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百三十三万円」を「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百三十四万円」に、「四百零八万円」を「百五十万円」に、「二百十二万円」を「二百十四万円」に、「四百三十三万円」を「四百三十五万円」に改め、同項の3中「九万千円」を「九万二千円」に改め、同表二十の項の1中「九十五万円」を「九十九万円」に、「百六十五万円」を「百七十二万円」に、「三百十八万円」を「三百三十二万円」に、「三百八十九万円」を「四百六万円」に、「四百四十五万円」を「四百六十五万円」に改め、同表二十二の項中「四十一万円」を「四十三万円」に、「九十二万円」を「九十六万円」に、「百十六万円」を「百二十

「一百万円」に、「二百八十三万円」を「二百九十五万円」に、「三百四十七万円」を「三百六十二万円」に、「四百万円」を「四百十七万円」に改め、同表七十二の三の項の2中「一万九千円」を「二万円」に改め、同表九十一の項の1中「一万六千五百円」を「一万七千九百円」に改め、同表百七の項の3中「二千八百円」を「二千九百円」に改める。

#### 附 則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

## 理由

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、危険物の製造所等の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額の標準を引き上げる等の必要があるからである。